

大阪府公文書館FAQ・レファレンス

大阪府公文書館にお寄せいただく、「よくある質問」とその回答をまとめました。
公文書館をご利用される際の参考としてください。

1 大阪府公文書館について

- [【Q1-01】](#) 大阪府公文書館ってどんな施設ですか。
- [【Q1-02】](#) 図書館や博物館とどこが違うのですか。
- [【Q1-03】](#) 大阪市住吉区帝塚山にあった公文書館は廃止されたのですか。
- [【Q1-04】](#) 府のほか大阪市にも公文書館がありますが、他の市町村にはないのですか。
- [【Q1-05】](#) 大阪府公文書館は国立公文書館の関西館ではないのですか。
- [【Q1-06】](#) 最近の決裁書類などの行政文書も公文書館で閲覧できますか。

[▲トップに戻る](#)

2 公文書館の利用について

- [【Q2-01】](#) 大阪府公文書館の場所と開館時間を教えてください。
- [【Q2-02】](#) 入館料や利用料は必要ですか。また府民ではないのですが利用できますか。
- [【Q2-03】](#) 閲覧や複写はすぐにできるのですか。
- [【Q2-04】](#) 公文書館の資料の貸出はできますか。
- [【Q2-05】](#) デジタル式カメラによる撮影は可能ですか。
- [【Q2-06】](#) 遠方在住なので、資料を複写して郵送してもらうことは可能ですか。
- [【Q2-07】](#) 学術論文で引用したいのですが、どんな手続きが必要ですか。
- [【Q2-08】](#) 公文書館所蔵資料の中にある写真を印刷物に使用できますか。

[▲トップに戻る](#)

3 公文書館の所蔵資料について

- [【Q3-01】](#) 公文書館には府が作成した公文書のすべてがあるのですか。
- [【Q3-02】](#) 大阪府公文書館には戦前の資料が少ないように思いますがなぜですか。
- [【Q3-03】](#) 古文書があるそうですが、なぜ公文書館が保存しているのですか。
- [【Q3-04】](#) 実家にある古文書のくずし字を解読してもらうことはできますか。
- [【Q3-05】](#) 府職員だった祖父の所有する府関係書類を公文書館に寄贈したい。
- [【Q3-06】](#) 郷土史家の家系で、古文書や歴史出版書籍類が大量にあり寄贈したい。

[▲トップに戻る](#)

4 公文書館の所蔵資料検索について

- [【Q4-01】](#) 公文書館の所蔵資料の紙媒体の目録は作成していますか。
- [【Q4-02】](#) 所蔵資料検索システムの使い方がよくわかりません。
- [【Q4-03】](#) 国立公文書館の横断検索ってどういうものでしょうか。
- [【Q4-04】](#) 大阪府の公報は大阪府公文書館で販売していますか。
- [【Q4-05】](#) 大阪府官報販売所があると聞いたのですが大阪府公文書館内にありますか。

[▲トップに戻る](#)

5 よくある質問(レファレンス)

- [【Q5-01】](#) 戦国時代の大阪の武将の研究をしていますが大公文書館に資料はありますか。
- [【Q5-02】](#) 大阪府の「阪」は、「坂」からいつ変わったのですか。
- [【Q5-03】](#) 大原社会問題研究所の資料は大阪府公文書館で閲覧できますか。
- [【Q5-04】](#) 大阪府の初代の知事は誰で、いまは何代目になりますか。
- [【Q5-05】](#) 民生委員制度の発祥は大阪府と聞きましたが資料はありますか。

[▲トップに戻る](#)



1 大阪府公文書館について

[【Q1-01】](#) 大阪府公文書館ってどんな施設ですか。

[【A1-01】](#) 大阪府公文書館は、府が作成又は入手した公文書や資料類のうち、歴史的文化的な価値があるものを収集・保存して、府民の皆様にご利用いただく施設です。大阪府大手前庁舎の本館5階の大阪府公文書総合センター内に設置しています。

[▲トップに戻る](#)

[【Q1-02】](#) 図書館や博物館と、どこが違うのですか。

[【A1-02】](#) 図書館は一般に刊行された図書を集めて、貸出や閲覧を提供する施設であり、専門員としては司書がいます。博物館は、主に非文書資料を集めて、展示や閲覧を提供する施設で、専門員としては学芸員がいます。公文書館は、主として行政機関や職員が作成し、入手した公文書類のうち、歴史的文化的な価値があるものを収集・保存して、閲覧を提供する施設で、専門員としてアーキビストがいます。

[▲トップに戻る](#)

[【Q1-03】](#) 大阪市住吉区帝塚山にあった公文書館は廃止されたのですか。

[【A1-03】](#) 大阪府公文書館は、平成23年(2011年)4月に、大阪市住吉区帝塚山から大阪府中央区大手前のお府庁本館に移転しました。公文書館の設置場所(所在地)が変更されただけで廃止されたわけではありません。なお、旧所在地の住吉区帝塚山の

建物は解体され、敷地は売却されております。

[▲トップに戻る](#)

【Q1-04】府のほか大阪市にも公文書館がありますが、他の市町村にはないのですか。

【A1-04】公文書館法では、各地方公共団体（都道府県や市町村）が設置することになっていますが、現在、府内で公文書館を設置しているのは大阪市だけです。しかし、図書館や文書館、歴史資料館等の施設で公文書館的な機能を持たせている市町村もありますので、詳しくは各市町村へお問い合わせください。なお、都道府県でも、公文書館を設置している都道府県は、47都道府県中、37都道府県です。

[▲トップに戻る](#)

【Q1-05】大阪府公文書館は国立公文書館の関西館ではないのですか。

【A1-05】国立公文書館は、本館（東京都千代田区）とつくば分館（茨城県つくば市）があります。公文書館は、国と地方公共団体のそれぞれで設置するものであり、独立した別組織となっていますが、インターネットを使った検索システムに横断検索を導入するなど連携しています。なお、国立国会図書館は、東京本館（東京都千代田区）と関西館（京都府相楽郡精華町）があります。

[▲トップに戻る](#)

【Q1-06】最近の決裁書類などの行政文書を公文書館で閲覧できますか。

【A1-06】公文書館にある行政文書は、保存期間が満了し、作成課・所管課が廃棄決定した文書及び資料類について、公文書館が歴史的な文書資料類として選別し、保存したのになります。保存期間が満了していないような最近の決裁書類などの行政文書は、現用文書として、その文書を作成した所管課が保存していると思われるので、まず所管課にお問合せください。

[▲トップに戻る](#)

2 公文書館の利用について

【Q2-01】大阪府公文書館の場所と開館時間を教えてください。

【A2-01】大阪府公文書館の場所は、大阪府中央区大手前二丁目の大阪府庁大手前庁舎本館大阪府公文書総合センター内にあります。地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1A番出口、地下鉄谷町線・京阪本線「天満橋駅」3番出口から徒歩約10分です。開館日及び開館時間は、平日午前9時00分～午後5時15分で、閉館日は土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日、年末年始となっています。

[▲トップに戻る](#)

【Q2-02】入館料や利用料は必要ですか。また府民ではないのですが利用できますか。

【A2-02】入館料や利用料は不要です。府民以外でも誰でも利用できます。ただし、閲覧室への私物持ち込みは制限していますので、筆記用具以外の荷物は無料のコインロ

ッカーをご利用ください。なお、資料を閲覧されたあとに、複写（コピー）を希望される場合には、一枚10円の実費を徴収しています。

[▲トップに戻る](#)

【Q2-03】 閲覧や複写はすぐにできるのですか。

【A2-03】 館内の開架式書架の資料類は自由にすぐに閲覧できます。しかし、書庫にある資料類は、書庫が離れていますので、所用の時間をいただくことになります。本館地下書庫の場合には、15分程度、夕陽丘書庫・吹田書庫の所蔵資料で、本館地下書庫に写しがたいもの、現物を確認したいものについては、数日から数週間の時間をいただきます。なお、個人情報保護の観点から、閲覧や複写が制限されることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

[▲トップに戻る](#)

【Q2-04】 公文書館の資料の貸出はできますか。

【A2-04】 貸出はできません。公文書館の所蔵資料の多くは、世界で唯一で、代替性がない文書資料類のため、資料保存の観点から、原則として貸出はしていません。なお、閲覧及び複写利用についても、原則として、複写物（コピー）があるものについては、原本でなく、複写物（コピー）での閲覧及び複写の利用をお願いしています。

[▲トップに戻る](#)

【Q2-05】 デジタル式カメラによる撮影は可能ですか。

【A2-05】 所蔵資料等の適正な保存に支障が無い場合に限り、持ち込まれたカメラで撮影することは可能です。撮影の申出手続きをして、係員の指示にしたがってください。

[▲トップに戻る](#)

【Q2-06】 遠方在住なので、資料を複写して郵送してもらうことは可能ですか。

【A2-06】 公文書館のご利用は、原則として御来館していただくことになっております。御来館後、遠方在住ということですので、出来る限りの配慮はさせていただきます。まずは電話やメール等でご相談ください。

[▲トップに戻る](#)

【Q2-07】 学術論文で引用したいのですが、どんな手続きが必要ですか。

【A2-07】 論文中において、複写または撮影した資料を、そのまま転載するときについては、掲載申出の手続きが必要です。ただし資料の中の文章等を引用される場合には、一般的な参考文献と同様に、資料名及び出典(大阪府公文書館所蔵資料)を明示していただければ結構です。なお、著作権に触れる場合は、別途、その手続きが必要です。

[▲トップに戻る](#)

【Q2-08】 公文書館所蔵資料の中にある写真を印刷物に使用できますか。

【A2-08】 印刷物の有償・無償・一般配布・特定配布を問わず、掲載の申出手続きが

必要です。なお、掲載の目的が、公文書館の目的に反するような場合には、お断りする場合があります。また、所蔵資料が写真や出版物である場合には、肖像権や著作権に触れる場合は、別途、その手続きが必要です。

[▲トップに戻る](#)

3 公文書館の所蔵資料について

【Q3-01】公文書館には府が作成した公文書のすべてがあるのですか。

【A3-01】公文書館にある文書資料類等は、保存期間が満了した文書及び資料類について、所管課が廃棄決定したもののうち、公文書館が歴史的な文書資料類として選別し、保存したものになります。すべてではありませんが、府の主要な活動又は社会の情勢を跡付けるために重要なものは出来る限り、残していきたいと考えています。

[▲トップに戻る](#)

【Q3-02】大阪府公文書館には戦前の資料が少ないように思いますがなぜですか。

【A3-02】太平洋戦争末期において、激しくなる空襲に備えて、大手前庁舎内で保存していた文書を、庁舎から離れた天神橋六丁目の書庫に文書疎開させていました。ところが、その書庫の方が空襲で焼失したために、かなりの書類が焼失したとのこと。また、終戦直後には、国からの焼却指示により、軍関係書類を中心に焼却されたともいわれていますが、詳細は不明です。

[▲トップに戻る](#)

【Q3-03】古文書があるそうですが、なぜ公文書館が保存しているのですか。

【A3-03】江戸時代はまだ大阪府庁や市役所などの役場はなく、町方や村方、庄屋や名主などが、役所や役場の役割を担っていました。そこで作成された通知文や台帳などは、公文書としての性格を有するものなので、寄贈を受けて、後世に伝えるべきものとして公文書館で保存しているのです。開設当初から、大阪府公文書館では、東大阪市今米で代々庄屋を務めた川中家に伝わる検地帳、村明細帳等や大和川付替に関わる史料などを「川中家文書」として保存しています。

[▲トップに戻る](#)

【Q3-04】実家にある古文書のくずし字を解読してもらうことはできますか。

【A3-04】申し訳ないのですが、公文書館では、所蔵資料以外は、翻刻(くずし字を活字化する)したり、解読(読み下して解釈する)したりはしておりません。歴史的に貴重であり重要と思われる資料でしたら、市町村の市史編纂等の窓口等にご相談ください。

[▲トップに戻る](#)

【Q3-05】府職員だった祖父の所有する府関係書類を公文書館に寄贈したい。

【A3-05】行政文書は持ち出せませんので、政策立案に使用した参考資料類と思われるかもしれませんが、すでに公文書館に収蔵しているものなのか、あるいは選別しなかったものかが

不明ですので、書名件名などの目録をお知らせいただければ、寄贈の可否を判断させていただきますので、公文書館窓口にお問合せください。

[▲トップに戻る](#)

【Q3-06】郷土史家の家系で、古文書や歴史出版書籍類が大量にあり寄贈したい。

【A3-06】公文書館に所蔵する文書資料類は、原則として公文書に準じた取扱いが必要なものに限られます。書名件名などの目録をお知らせいただければ、寄贈の可否を判断させていただきますが、郷土史ということですので、まずは市町村の市史編纂等の窓口にご相談されたいかがでしょうか。

[▲トップに戻る](#)

4 公文書館の所蔵資料検索について

【Q4-01】公文書館の所蔵資料の紙媒体の目録は発行していますか。

【A4-01】所蔵資料目録の紙媒体は発行していませんが、大阪府公文書館のホームページの所蔵資料検索システムにより、大阪府公文書館の所蔵資料目録を検索できます。

[▲トップに戻る](#)

【Q4-02】所蔵資料検索システムの使い方がよくわかりません。

【A4-02】公文書館ホームページ下部の業務案内に、検索方法についてのマニュアルを掲載していますのでご活用ください。それでもなお不明な場合には公文書館担当までご連絡ください。また御来館していただければ、検索専用パソコンを設置していますので、専門員に使い方を尋ねながら、ご利用いただけます。

[▲トップに戻る](#)

【Q4-03】国立公文書館の横断検索ってどういうものでしょうか。

【A4-03】国立公文書館の横断検索は、システムに参加している全国の公文書館等の資料を、国立公文書館の検索システムから一度に検索することができるシステムです。システムに参加している公文書館等は、大阪府公文書館のほか、東京都公文書館、奈良県立図書情報館、京都府立総合資料館、福岡共同公文書館、国立国会図書館、国立情報学研究所などがあります。

[▲トップに戻る](#)

【Q4-04】大阪府の公報は大阪府公文書館で販売していますか。

【A4-04】大阪府の公報は平成 23 年(2011 年)3 月末で紙媒体での発行・有償販売を終了しており、以降は所管課(法務課)のホームページ上で電子媒体として提供しています。大阪府公文書館では、発行日に電子媒体から印刷(プリントアウト)したものが閲覧できます。また、明治 21 年(1888 年)1 月から前々月までの間に発行された大阪府公報の電子版については、公文書館のホームページから検索して閲覧いただけます。

[▲トップに戻る](#)

【Q4-05】大阪府官報販売所があると聞いたのですが大阪府公文書館内にありますか。

【A4-05】大阪府の機関ではありません。大阪府官報販売所というのは、官報や政府刊行物を取り扱う「株式会社かんぽう」という会社が経営する「政府刊行物サービス・ステーション大阪府官報販売所」という店舗の名称です。現在の官報の発行や販売については、そちらにお問合せください。なお、大阪府公文書館には明治 16 年（1883 年）から近年の官報について、欠号があって、すべてではありませんが、府が入手した歴史的な行政刊行物等として所蔵しております。

[▲トップに戻る](#)

5 よくある質問(レファレンス)

【Q5-01】戦国時代の大阪の武将の研究をしていますが大阪府公文書館に資料はありますか。

【A5-01】公文書館は、府が作成又は入手した公文書や資料類のうち、歴史的文化的な価値があるものを収集・保存しています。時代的には、原則として明治時代以降の大阪府に関わる文書資料等が対象となっています。一般的な大阪の歴史に登場する著名な武将に関するものならば、大阪府立中之島図書館や大阪市立中央図書館、あるいは地域の図書館や歴史博物館などにお問合せください。

[▲トップに戻る](#)

【Q5-02】大阪府の「阪」は、「坂」からいつ変わったのですか。

【A5-02】江戸時代以前は「大坂」で、明治時代のいつから「大阪」と表記するようになったのか、というお問合せをよくいただきますが、当館の所蔵資料には、いつから変更する、いつから変更した、という旨の資料等は見当たりません。「大阪府」が設置された明治元年(慶応 4 年)5 月頃には、公印などに「大阪」の字が使われていますが、ただ実際には、明治時代初期の公文書にも「大坂」と「大阪」は混在して使用されており、一斉に変更されたものではなく、徐々に「大阪」が定着していったものではないかと思われます。また、変えた理由として、「坂」という字が、土に反(かえ)るから、あるいは土(武士)が反乱すると読めるから、不吉だから、縁起が悪いから変えたといった諸説もありますが、それも裏付ける資料はありません。

[▲トップに戻る](#)

【Q5-03】大原社会問題研究所の資料は大阪府公文書館で閲覧できますか。

【A5-03】大阪府公文書館では所蔵しておらず閲覧できません。「大原社会問題研究所」(以下、大原社研という。)は、大正 8 年(1919 年)岡山県倉敷の倉敷紡績などの創業者で、倉敷の大原美術館も設立したことで有名な大原孫三郎氏により、労働運動や社会問題に関する研究として、大阪市天王寺区にて創設されました。しかし、昭和 12 年(1937 年)年には大原氏からの財政援助が打ち切られたために、大原社研は東京に移ることになり、土地建物と約 8 万冊の図書が大阪府立図書館に譲られ、跡地は府立図

書館天王寺分館として、そして大阪府立夕陽丘図書館へと変遷します。現在、大原社研の資料は、東大阪市荒本の大阪府立中央図書館に「大原文庫」として所蔵されています。所蔵資料目録や閲覧等については、大阪府立中央図書館にお尋ねください。なお、大原社研は、現在、東京の法政大学大原社会問題研究所として存続しています。

[▲トップに戻る](#)

【Q5-04】大阪府の初代の知事は誰で、いまは何代目になりますか。

【A5-04】大阪府の初代知事には、明治元年（1868年）に、醍醐忠順（だいがただおさ）が任命されています。なお、当時の府庁舎は、現在の大手前庁舎ではなく、大阪府中央区本町橋の大坂西町奉行所の跡地に置かれていました。その後、明治7年（1874年）江之子島に移り、大正15年（1926年）大手前に移ります。なお、初代から第35代知事までは、国から地方長官として任命された、いわゆる官選知事です。地方自治法が施行され、昭和22年（1947年）からは、住民の直接投票によって選挙する公選制が導入されて、民選知事となっています。通常、何代目というときは、民選知事になってからで数え、平成28年（2016年）現在、民選知事第19代目となっています。なお、同一人が改選により再選された場合でも一代と数えますので、現在の大阪府は、9人で19代目ということになります。

[▲トップに戻る](#)

【Q5-05】民生委員制度の発祥は大阪府と聞きましたが資料はありますか。

【A5-05】大正7年（1918年）に、大阪府で「方面委員規程」が定められ、大阪府における方面委員制度が誕生しました。制度化については、民生委員の父とも呼ばれる林市蔵第15代大阪府知事の尽力がありました。昭和4年（1929）頃には方面委員制度が全国に普及し、昭和11年（1936年）には、国においても「方面委員令」が制定され、方面委員制度が全国統一の制度となりました。この方面委員制度が、民生委員制度として引き継がれ、現在にいたります。大阪府公文書館では、方面委員制度や民生委員制度、社会福祉に関する制度資料が保存されています。

[▲トップに戻る](#)



大阪府広報担当副知事「もずやん」

大阪府府政情報室情報公開課公文書グループ（大阪府公文書館）

（最終更新日 2017.4.7）